

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	職員の育児休業等に関する条例		
条 例 番 号	平成 4 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 2 編 第 8 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を条例で定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、育児休業、育児短時間勤務、部分休業等に必要な事項を定めており、子を養育する職員の継続的な勤務の促進による職員の福祉の増進、行政の円滑な運営に有効に機能している。	育児休業の状況 H18 年度 507 人 (全任命権者)
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、育児休業、育児短時間勤務、部分休業等に係る適用の範囲、処遇について明確かつ限定的に規定しており、効率的である。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	人事委員会の給与勧告等を踏まえて、適宜見直しを行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>